

F 0・8・1

平成28年4月15日

(請 求 人) 様

相模原市監査委員 八 木 智 明

同 坪 井 廣 行

同 米 山 定 克

同 小野沢 耕 一

相模原市職員措置請求について（通知）

平成28年4月5日付けの相模原市職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、次のとおり却下したので通知します。

1 請求の内容

「相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託」契約について、工事業者の選定は総合評価方式により行われ、技術提案書等の評価で決定されている。

しかしながら、総合評価審査会では、下請負についてどのような評価がされたのか明確ではないため、選定された業者との契約書(案)において、下請負が可となっていることは、現在の落札金額よりも低額に積算される可能性を失わせ、下請負業者対応への市職員の事務の増加が生じることなど市に損害が予測されるので、相模原市長及び麻溝台・新磯野地区整備事務所職員に対し、「下請負会社の使用は禁止」とする訂正・修正版の契約書を作成する措置を求める。

2 却下した理由

住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計上の行為自体について、違法又は不当とする理由を具体的に示す必要がある。(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項)

本件請求において請求人は、当該工事において、工事業者の選定が総合評価方式により行われたにもかかわらず、選定された業者との契約書(案)において、下請負が可となっていることが不当であると主張しているが、本来、公共工事においては、各種の工事の組合せにより数多くの下請によって総合的に施工されるものであり、建設業法(昭和24年法律第100号)第34条に基づき作成され、その実施を勧告されている「建設工事の標準請負契約約款」においても、一括下請負については禁止しているものの、業務の一部を他の者に請け負わせることについて禁止する規定とはなっていない。

さらに、平成27年11月9日発行の相模原市契約公報(平成27年第16号)において、下請負を可とする契約書(案)を基に当該工事に係る包括契約について入札を実施すること、また、落札者の決定方法は総合評価一般競争入札で行い、「相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託に係る総合評価審査会」が審査することを公告している。

したがって、請求人の主張は、当該工事に係る契約の締結について、違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

なお、本件請求において、現在の落札価格よりも低価格での入札の決定の可能性を失わせていること等をもって市への損害が見込まれると請求人が主張していることについては、当該主張が導かれる客観的かつ具体的な根拠が明らかではなく、損害が生じるとの合理的な理由があるとは言えない。

以上のことから、本件請求は法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。

以上